

# 学校給食用牛乳供給対策要綱

制定 昭和39年8月31日 文体給第265号文部事務次官  
39畜A第5421号農林事務次官  
依命通知

最終改正 令和2年12月9日 2文科初第1289号文部科学事務次官  
2生畜第1365号農林水産事務次官

## 第1 方針

我が国の酪農の健全な発達を図るとともに、幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資するため、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づいて定める学校給食供給目標及び学校給食供給計画数量に即して、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進するものとし、その供給の実施に当たっては、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 対象となる学校給食の範囲

本事業の対象とする学校給食は、次に掲げるものとする。

- 1 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食
- 2 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食
- 3 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食

## 第3 供給計画の作成

- 1 都道府県教育委員会は、必要に応じ都道府県学校給食会の協力を得て毎年度、区域市町村教育委員会からの報告に基づいて、当該都道府県における学校給食用の牛乳の飲用を予定する学校数、供給形態、牛乳需要見込量（以下「牛乳需要見込量等」という。）を取りまとめ、これを当該牛乳需要見込量等に係る年度の前年度の11月末日までに、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、毎年度、1により通知を受けた牛乳需要見込量等に基づいて、都道府県教育委員会と協議の上、当該都道府県における学校給食用牛乳の供給計画量を取りまとめるものとする。

#### 第4 供給計画の作成に当たっての留意事項

第3の2の供給計画の作成は、次の事項に留意するものとする。

- 1 供給形態は、原則として全乳形態によるものとする。
- 2 学校給食用牛乳の年間の供給日数並びに幼児、児童及び生徒1人1日当たりの供給量は、当該供給計画に係る年度における学校ごとの予定日数及び需要見込量を基礎とするものとする。

#### 第5 供給計画の変更

都道府県知事は、供給計画を変更する必要がある場合には、都道府県教育委員会と協議の上、供給計画を変更するものとする。

#### 第6 供給価格及び供給事業者の決定

- 1 都道府県知事は、毎年度、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定するものとする。
- 2 1にかかわらず、都道府県知事は、当該都道府県を事業区域とし、公正な立場で適正な業務の推進が可能である団体（以下「指定団体」という。）を指定して、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定を行わせることができる。
- 3 都道府県知事は、指定団体が次のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができるものとする。
  - ① 学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定を行うことについて辞退の申し出があったとき。
  - ② 正当な理由がないのに、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定を怠ったとき。
  - ③ その他学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定に著しく支障を及ぼすと認められる事実があったとき。
- 4 都道府県知事又は指定団体は、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者について、毎年度、都道府県教育委員会（指定団体が供給価格及び供給事業者を決定する場合にあっては、都道府県知事及び都道府県教育委員会）と協議して、安定的かつ効率的な供給のための公正な決定方法を定めるものとする。
- 5 都道府県知事及び指定団体は、供給価格及び供給事業者の決定に当たっては、1から4までに定めるほか、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより行うものとする。

6 供給事業者の要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ① 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項の乳業を行う者（以下「乳業者」という。）
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号により乳業者を組合員とする事業協同組合
- ③ 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体
- ④ 牛乳卸売業者又は牛乳小売業者であって、学校給食用牛乳の配送、安全管理等を自ら責任を持って確実に行うことができると認められる者（当該都道府県内に①から③までに掲げる者が存在しない場合その他①から③までに掲げる者によっては学校給食用牛乳の安定供給が困難であると認められる場合に限る。）

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、都道府県知事等による立入指導等を前年度の4月1日以降に原則として1回以上受け、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者であること。

(3) 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳については、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者であること。

(4) 過去に供給事業者の決定を受けた者であって、決定の取消しを受けたものにあつては、当該取消しを受けた日から2カ年以上経過していること。

7 6の供給事業者は、都道府県知事が牛乳の供給又は当該都道府県の酪農振興上、特に必要と認める場合又は200ccを超える内容量の牛乳を供給しようとする場合には、6の(2)及び(3)の要件を満たす6の(1)の①の乳業者に委託して処理した牛乳を供給できるものとする。

8 都道府県知事は、供給価格及び供給事業者が決定された場合には、地方農政局長（北海道知事にあつては北海道農政事務局長、沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に別記様式1により報告するものとする。

なお、指定団体が供給価格及び供給事業者を決定する場合にあつては、指定団体は当該様式により都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は地方農政局長に報告するものとする。

9 都道府県知事又は指定団体は、供給事業者が次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、又は期間を定めて当該決定の効力を停止することができるものとする。

(1) 正当な理由がないのに、学校給食用牛乳の供給を怠ったとき。

(2) 食品衛生法の規定に違反する牛乳又はこれに類する牛乳の製造又は販売を行ったとき。

(3) その他公正な競争を不当に阻害する等事業の実施に著しく支障を及ぼすと認められる事実があったとき。

## 第7 学校給食用牛乳供給実施方針の策定等

1 都道府県知事は、学校給食用牛乳の供給の実施に当たっては、あらかじめ、供給価格等の決定、供給の合理化及び消費の拡大に関する実施方針(以下「実施方針」という。)を都道府県教育委員会(指定団体が供給価格及び供給事業者を決定する場合にあっては、都道府県教育委員会及び当該団体)と協議の上、別記様式2により作成し、地方農政局長へ報告するものとする。

2 都道府県知事から1による報告を受けた地方農政局長は、供給事業者等の決定のための競争条件が整備されていること、学校給食用牛乳の供給合理化及び消費拡大に資すること等の観点から、実施方針が本対策の趣旨に即したものであることを確認し、その結果を速やかに生産局長へ報告するものとする。

3 都道府県知事は、実施方針を変更しようとするときは、1に準じて変更を行うものとする。

4 都道府県知事は、この実施方針に即した学校給食用牛乳の供給が確保されるよう、供給事業者の指導監督及び関係機関等の連携に努めるものとする。

## 第8 その他

学校給食用牛乳供給対策の実施につき必要な事項は、この対策要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

1 本要綱は令和3年6月1日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改

正法」という。) 附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法第13条第1項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工を行う者については、当該承認の有効期間の満了の日までは、改正後の本要綱第6の6(2)の要件を満たす事業者とみなす。

- 3 令和3年4月1日から5月31日までの間、改正前の本要綱第6の6(2)の要件を満たす事業者であって、改正後の食品衛生法第51条第2項及び第3項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置を令和3年5月31日までに定めた上で、これを遵守していること等について令和4年3月31日までに都道府県知事等による監視を受ける予定の者については、令和4年3月31日までの間、改正後の本要綱第6の6(2)の要件を満たす事業者とみなす。
- 4 この通知による改正前の本要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

令和〇〇年度〇〇県学校給食用牛乳供給価格等の決定について

(都道府県名: )

区域名	供給本数 (本)	供給形態(瓶 装・紙容器)	供給事業者名	供給価格 (円/本)		見積書事業者数 (者)	提出価格の平均等 (最低～最高) (円/本)		備考 (徴集に当たって設定した供給条件等)
				(前年度価格)	(前年度数)		最小	最高	
				( )	( )	( )	( ~ )		
				( )	( )	( )	( ~ )		
				( )	( )	( )	( ~ )		
				( )	( )	( )	( ~ )		
				( )	( )	( )	( ~ )		
都道府県計 (又は加重平均)				( )					

(注)

- ① 本表は、都道府県知事又は都道府県知事が指定した団体が設定した区域ごと、供給形態(瓶装・紙容器)ごとについて作成すること。
- ② 「供給価格」欄には、区域ごとに都道府県知事又は都道府県知事が指定した団体が決定した200cc換算の価格を記入し、都道府県計欄には、区域ごとの供給価格を供給予定数量で加重平均し得られた価格を記入すること。
- ③ 「提出価格の平均等」欄には、当該区域に見積書を提出した事業者の価格の平均価格並びに最高価格及び最低価格を記入すること。
- ④ 供給価格及び提出価格に関しては税抜価格を記入すること。
- ⑤ 区域において、1回で供給価格・供給事業者が決定しなかった場合にあつては、対応結果(再提出・決定方法の変更内容等)を「備考」欄に記入すること。
- ⑥ 調理用を含めること。

## 〇〇県学校給食用牛乳供給実施方針

- 1 学校給食用牛乳の位置付け（学校給食制度への牛乳供給の寄与）
- 2 生乳生産・乳業等の現状と課題
- 3 消費拡大（牛乳）のために講じている施策と今後の消費拡大の方針
- 4 学校給食への牛乳供給に係る都道府県の方針等
  - （1）供給価格等の決定について
    - ① 公正な競争条件の確保措置（都道府県規約の策定等）
    - ② 学乳価格等の算定方法（供給価格・保護者負担額の算定方法）
  - （2）供給の合理化について  
（効率的供給体制の整備方針（供給合理化、区域格差の縮減の方針））
  - （3）消費の拡大について  
（学校給食用牛乳消費拡大等の推進方針：栄養等の飲用効果の啓発方針、酪農・乳業に対する理解と飲用定着の気運の醸成等の具体的方針）